

使用料・手数料見直しの 基本方針

平成 22 年 8 月 16 日

企画財政部

合併協定書（平成 17 年 2 月 27 日）

合併協定項目 16 使用料、手数料等の取扱い

「使用料、手数料等については、同一内容の施設の使用や同一種類の事務について、その使用料や手数料が異なっているような場合には、住民間の負担の公平を確保することが必要なことから、次の調整方針に基づき調整する。

施設の使用料については、すべて有料を基本とし、規模・利用形態が同様な使用料については、合併後、新市において調整する。

各種手数料については、受益者負担の原則を基本とし、1市3町で手数料に差異のないものは現行のとおりとし、差異のあるものは合併時に統一する方向で調整する。

(1) 手数料（証明書の交付・閲覧・許認可等）

【合併時に統合】

手数料（戸籍・住民基本台帳・税務関係の証明書・閲覧・各種許可申請等）については、負担の公平性の原則を基本とし、合併時に現行北見市の例により統一する。なお、印鑑登録証の交付については、受益者負担の原則により有料化し、1件200円で調整する。

(2) 手数料（鳥獣飼養許可手数料）

【存続】

制度事務に変わりがないため存続とする。

(3) 使用料（公共施設・文化スポーツ関連）

【合併後に再編】

新市における施設については、すべて有料を基本とし、規模・利用形態が同様な使用料については、合併後3年を目途に、新市において現行北見市の算定基準をもとに地域の実情を配慮したなかで段階的に調整する。

第2次北見市財政健全化計画（平成22年2月）

〔主要項目〕8 使用料手数料の見直し

使用料・手数料等は、法令、条例等に基づき「市民サービス」の対価として利用者から徴収する料金であり、この市民サービスを供給するために必要となる費用の全部又は一部については、その利用者が負担すべきという、いわゆる受益者負担の原則のもとに決定されているものです。

この場合、受益者負担としての料金は、提供する「市民サービス」のコストに対応した額であることが基本であり、このコストについては適宜見直しを行い、適正な料金をもって市民負担の公平性を確保していかなければならないものです。

さらに今回の見直しにあたっては、合併調整方針の考え方に沿い、自治区間の類似施設の使用料算定基準を統一する作業も行うものであり、下記の5項目の基本的な考え方にたち、平成22年度を目途に改定を進めます。

原価計算を行う。

公費負担及び受益者負担の範囲を明確にし、類似施設間の受益者負担率を旧北見市の考え方に統一する。

激変緩和のため、上限改定率を20%として試算する。

積算した結果、現行料金より下回る施設については下回る額とする。

旧3町の施設の減免率については、旧北見市の減免の考え方に統一することとする。

現在検討中のものを含めた主な対象項目

各種手数料、各種使用料及びその他の収入、パークゴルフ場使用の有料化の検討

使用料・手数料等の基本的な考え方と料金負担等について

使用料・手数料等は、市が法令・条例等に基づきあるいは市民要望などに即した自主的な裁量権をもって行う「市民サービス」の対価として利用者から徴収する料金であり、自治体が提供する市民サービスは良質・安定的・安価かつ公平に供給することが基本と言えます。また、この「市民サービス」を供給するために必要となる費用の全部又は一部については、その利用者が負担するべきといういわゆる受益者負担の原則のもとに賄われるべきものです。

この場合、受益者負担としての料金は、提供する「市民サービス」の原価コストに対応した料金であることが基本であり、そのコストについては適宜見直しを行い、適正な料金をもって市民負担の公平性の確保を図っていくことが求められています。

今回は合併協定項目に基づき、受益者負担が生ずる全ての「市民サービス」を対象に見直しを行うこととし、その適正な負担（料金）を定めるにあたっては、平成13年度の改定時から取り入れられた原価計算の手法により適正な原価コストを算定し、料金の改定を行います。

また、合併前の旧4市町毎に異なっている施設使用料、減免の取扱いについても、再編・統一を図ることとします。

1. 今回の見直し作業について

使用料については行財政改革の取り組みの一環として、旧北見市の前回見直し（平成13年10月施行）から8年が経過していることや、合併に伴う格差については合併協定項目により「現行北見市の算定基準をもとに地域の実情を配慮したなかで段階的に調整する。」とされていることから、市民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、これまでの議論経過や意見等を踏まえ、見直し（改定・再編・統一）を行うものとします。

手数料にあっては、合併時に統一がなされていることから、原価計算のうえ額の改定を行います。

使用料・手数料等の改定

2. 見直し対象について

見直しの対象となる収入科目については、次のとおりとする。

- (1) 使用料 地方自治法第225条に基づき徴収する行政財産の目的外使用又は施設の使用の対価（現行無料施設も含む）
- (2) 手数料 地方自治法第227条に基づき徴収する特定の者に対する主として人的手段による役務の提供の対価
- (3) 財産収入（貸家料・貸地料等財産貸付収入）
- (4) 雑入（実費負担分等）
- (5) 地方自治法第244条の2に定める利用料金（指定管理者が徴収する利用料金）
ただし、上記5項目のうち、次のものは対象外とする。

法令による基準により改定するもの（公営住宅使用料など）

他の条例を準用するもの（農業集落排水使用料、簡易水道使用料など）

市場価格等の変動に合わせ、実費弁償的に徴収するもの（公衆電話取扱い手数料など）

3. 原価計算の考え方

(1) 原価計算の方法

直近の過去3カ年（H19・H20・H21）の決算額を用い、3カ年の平均経費を算定する。

過去3年間の収入状況と施設の利用状況を求める。

・この基本的な作業を行い、受益者負担の対象となる適正な原価を把握する。

使用料（利用料金）の原価計算にあたっては

物件費・・・決算額

人件費・・・基準人件費 × 稼働時間

などにより「使用面積1㎡当り原価」あるいは「利用者1人当り原価」を求め、手数料等の原価計算にあたっては

物件費・・・決算額 ÷ 年間処理件数

人件費・・・1件当りの処理時間（分） × 1分当りの基準人件費

などにより1件当りの原価を求めることとする。

(2) 原価計算の特例

「北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例」に係る手数料のうち「一般廃棄物処分手数料、産業廃棄物処分費用」については、社団法人全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を用いる。また、し尿処理手数料についても、同手引きを用いることが合理的な方法であることから特例とするほか、霊園使用料については、造成事業費による原価計算を特例とする。

(3) 人件費

人件費は、手数料等の対象となる事務の時間的消費量に対応した費用を原価として算入することを基本とし、統一した年間人件費、年間勤務時間、1分当り人件費については次のとおりとする。

| 年度 | 年間人件費 | 年間勤務時間 | 1分当たり人件費 |
|-----|------------|--------|----------|
| H19 | 7,760,000円 | 2,064h | 62.66円 |
| H20 | 7,678,000円 | 2,080h | 61.52円 |
| H21 | 7,688,000円 | 2,048h | 62.56円 |

(4) 冷暖房料・夜間照明料

貸し館における冷暖房料、屋外施設における夜間照明料については、機能に応じて個別の使用時間などにより料金設定を行うこととする。

(5) 消費税

原価計算にあたっては、消費税を含めた額を原価とする。

4. 受益者負担の割合

受益者負担については「原価 - 公費負担 = 受益者負担」に求めることとなるが、この場合の受益者負担は「全面的に公費負担とするもの」から「全面的に受益者負担とするもの」まで存在することとなり、この受益者負担の割合を整理する必要がある。基本的には原価計算により算定されたコストについて、

(1) 手数料は特定の受益を提供するという性格から、原則として100%受益者負担とする。（「北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例」に係る手

数料の一部については「排出者負担率」を前回と同一とする。）

- (2) 使用料(利用料金)は、受益者が当該施設から受ける基本的なサービスの内容、形態、質及び量等の差を反映させる必要があることから、施設ごとに一定の負担割合を設けて、その割合に対応したコストを受益者の負担とする。
- (3) 貸家料、貸地料、雑入は、100%受益者負担とする。

5. 料金の改定

- (1) 手数料について、地方自治法第228条の2に基づき全国的に統一して特に必要と認められるものとして政令で定められた事務(標準事務)で、「政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない」とされたものについては改正しない。
- (2) 現料金と算定料金との間に差がないものについては改定しないが、差があるものについては 現行料金×当該改定率 で、増額又は減額の改定を行う。
この場合、現行料金と算定料金との間に相当の格差が生ずる場合は、受益者にとって相当の負担増となることから、改定率が20%を超える場合には、現行料金×1.2 を上限として改定する上限改定率を設ける。
- (3) 上限改定率の特例

手数料のうち次のものについては、これまでの北見市における料金設定の経過、また道内各市の料金設定の状況を勘案し、さらに郵送による交付請求もあり、この場合定額小為替の額面が50円単位であることも考慮し、上限(下限)改定率の特例とする。

住民票の写し

住民基本台帳に関する諸証明

外国人登録原票の写し又は証明書の交付

納税・課税関係の諸証明

使用料(利用料金)等の再編

6. 同類施設の体系化

市民が使用する際の負担の公平性を確保するため、設置の趣旨・目的等が同じ施設について、統一した使用料(利用料金)体系とする。

具体的な手法としては、

- (1) 各自治区にある同類の施設を次のとおり区分する。

- 1 住民センター(北見、留辺蘂)
- 2 地域集会施設(4自治区)
 - 公民館(4自治区)
 - 体育センター・トレーニングセンター(4自治区)
 - 陸上競技場(北見、留辺蘂)
 - 野球場(4自治区)
 - 球技場(北見)
 - 総合グラウンド(端野、常呂、留辺蘂)
 - テニスコート(北見、端野、留辺蘂)
 - ドーム施設(4自治区)
 - パークゴルフ場(4自治区)

- 温水プール（北見、常呂）
- 市民ホール等（北見、端野）
- バーベキューハウス（端野、留辺蘂 常呂はその他とする）
- 勤労青少年ホーム（北見、留辺蘂）
- 陶芸施設（北見、端野、留辺蘂）
- その他（同類の施設がないもの）

- (2) 同類の施設の収入・支出を各々合算し、改定率を求める。
- (3) 各施設の使用料（利用料金）を合算により求めた改定率により改定する。
- (4) 改定した金額をもとに、新たに面積区分などの基準により再編・統一する。
- (5) 再編・統一した使用料（利用料金）と旧使用料（利用料金）を比較し、20%を超えるものについて段階的に調整を行う。

なお、この新使用料（利用料金）と旧使用料（利用料金）を比較する場合において、旧使用料（利用料金）は旧減免規定を適用したものとし、新使用料（利用料金）とで比較して段階的調整をするかどうか判断する。

(6) 住民センターの統一

住民センターと地域集会施設については、旧北見市において区分して使用料（利用料金）設定していたため今回も別で積算したが、改定後の金額に殆ど差がなかったことから、同一の料金表に再編・統一した。

7. 減免の統一

減免率については、全市民がどこの施設を利用しても同じサービスが受けられるよう、旧北見市の減免の考え方に統一するものとする。

独自で改定となる施設にあっても旧北見市に準じた形で改正する。

8. 段階的調整

前述の6・7の統一作業において上限改定率20%を上回る金額の増がある場合には、合併調整方針に基づき4年間で段階的調整を行う。

使用料（利用料金）及び減免を統一する場合の激変緩和策

・改定前の使用料（利用料金）に次の額を加算した額とする。

| | |
|-----|------------------------|
| 初年度 | 改定前使用料と改定後使用料の差額の1/4の額 |
| 2年目 | 改定前使用料と改定後使用料の差額の2/4の額 |
| 3年目 | 改定前使用料と改定後使用料の差額の3/4の額 |
| 4年目 | 基準使用料（利用料金） |

4年間で段階的に調整する。料金表(附則)で明記。

料金等の決定

9. 新使用料（利用料金）の単位

- 料金単価が1,000円未満の場合 10円単位
- 料金単価が1,000円以上の場合 100円単位

10. 夜間料金について

施設によっては、午後・夜間の時間帯で使用料（利用料金）を高く設定している施設があり、その設定の率も様々であることから、午前・午後・夜間の料金の差を解消するとともに、基本的に1時間単位での利用を認めるものとする。

11. 冷暖房料の統一

冷暖房料については、旧北見市の考え方を基本に整理する。

12. 小中学生、高齢者、障がい者の無料について

小中学生、高齢者（70歳以上）、障がい者については、芸術文化及び体育スポーツの振興並びに心身の健全な育成を促進する観点から、旧北見市において次の施設の個人使用料（利用料金）を無料としてきたところであるが、合併に伴う施設の類型化にあたり、同様な施設については同じ取扱いとする。

- （1）北網圏北見文化センター（観覧料 団体を含む）
- （2）北見市立体育センター
- （3）北見市トレーニングセンター（東・南・北・小泉・相内・上ところ）
- （4）北見市民温水プール
- （5）北見市勤労者総合福祉センターアリーナ
- （6）北見市中高年齢労働者福祉センター体育室
- （7）北見市勤労青少年ホーム体育室
- （8）北見市東陵運動公園陸上競技場

《端野自治区》農業者トレーニングセンター、サンドーム‘94、歴史民俗資料館
など

《常呂自治区》スポーツセンター、屋内多目的競技場、健康温水プール、遺跡の館
など

《留辺蘂自治区》留辺蘂町体育館、温根湯温泉スポーツセンターなど

13. 見直しの周期について

使用料・手数料の見直しについては、社会経済情勢の変化、財政状況などの推移を見ながら「市民サービスの向上」「経費の節減」を図り、「負担の公平」を求める観点と、過去の北見市議会での意見を継承し、概ね4年をその周期として見直しを行うよう努めることとする。

14. 市民への周知等について

使用料・手数料を改定するものについては、すみやかに利用団体、各委員会・審議会等への説明を行い理解を求めるとともに、実施に当たっては広く市民への周知を徹底し、円滑に新料金体系へ移行できるよう努力するものとする。